

## 「会社分割入門」 part6

Part5で、資金繰りに困っている離島のC社のことを取り上げましたが先日、新会社E社への引き継ぎを完了させて間もなく、県発注の大きな工事を受注できたとのうれしい報告を頂きました。すごく幸先の良いスタートダッシュとなりました。

事業承継に関わる者にとって、許可権者である沖縄県から新しい許可番号が記載された正式な建設業許可通知書（いわゆる許可証）を見るまでは、正直なところやはり少し心配なのです。

これまで数多くの経験があるとは言え、許可を下すかどうかの裁量や決定権は許可権者にありますし、若干ながらそれを担当する人の個性にも左右されるからです。

でも、許可が下りたからと言って事業承継が終わったわけではありません。この段階では新会社に建設業許可が下りたにすぎません。

次にC社が持っていた県のAランクという地位や沖縄総合事務局、離島市町村等の入札参加資格を承継しておかなければなりません。

その基礎となるのが、分割時点での経営事項審査（分割時経審）です。

分割時経審の結果通知書は、C社から技術職員、営業年数、完成工事高を引き継いだ新会社E社が、健全な財務内容の会社となって生まれ変わったことをおおよげに証明してくれる公文書という扱いになります。

すべての発注者がランク分け（各付け）や事業承継の承認に、この分割時経審結果通知書を採用しますので、どの発注者でも会社の実態を平等に判り易く評価出来るように会社の経営状況が「点数化」されているのです。

経営状況が点数化された結果、発注者は何点から何点まではBクラス、何点から何点まではAクラスというように、入札参加希望業者を格付けします。

さて、会社分割をした結果、経審の点数が下がって今のランクを維持出来なかったならば、その事業承継は大失敗だということになります。なぜならランクが下がれば受注できる工事量が激減し、会社経営が維持できなくなるからです。それでは会社分割をやった意味がありません。

そのようなことにならないように我々は建設業法や国土交通省から出された通達を読みながら、細心の注意を払って、分割時経審のシミュレーションを何

度も繰り返し行いながら準備をする必要があるわけです。

次に分割時経審を受けますが、シミュレーションや経審申請の方法が間違っていなければ、シミュレーションした通りの点数で、結果通知書が届きます。そして、いよいよ各発注機関に登録している「入札参加資格の地位の承継」という最終段階に入ります。

沖縄県や沖縄総合事務局あるいは各市町村も基本的にやり方は同じです。資格の承継は、分割時経審の結果通知書が届いた後、「旧会社の廃業届及び入札参加資格の取下げ」を提出すると同時に「新会社としての新たな入札参加資格申請書」を提出することにより行います。

経審結果通知書の確定した点数に各発注機関の主観点数を加えた総合評点が現在のランクの基準内にあれば、同じランクの承継を認め、新会社の「一般競争参加資格決定通知書」が送られてくるのです。これですべて完了です。

残る大きな問題は、分割日から完了に至るまでの期間をいかに短縮するかという事です。なぜなら、完了に至るまでの間、新会社にとっては新たな工事請負契約を交わす事が出来ない空白期間がどうしても生じるからです。

通常のスケジュールだと、例えば分割日が（4月/1日）だとすると、許可申請（4/15）、分割時経営状況分析（5/15）、分割時経審（5/25）、入札参加資格の承継手続き（6/25）、資格決定通知書交付（7/25）となり、おおむね4カ月もの間、空白期間が生じることとなります。

それを短縮するためには、県の担当職員と綿密に打ち合わせを行うしかありません。それでも通常の約半分の2カ月程度は空白期間がどうしても生じますので、分割スケジュールを組むに当たっては、発注が少ない時期を選ぶ等の配慮をする必要があります。